

保存版

令和4年9月16日

保護者のみなさまへ

京都市立桂東小学校
校長 三木 隆史

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいて、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は、「暴風警報」が発表された場合及び桂東学区に「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 … 5校時（13時40分）より始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 … 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 … 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 … 3校時（10時40分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 … 5校時（13時40分）より始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 … 臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合は、学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。
(特に、全市的な避難指示が発令された場合などを想定しています。)

4 避難指示が発令された場合について

本学区は、「桂川の浸水想定区域」であるため、避難指示等の発令対象地域です。本学区に水害の避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

5 在校中に特別警報・暴風警報、もしくは避難指示が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、年度当初にご提出いただいた「緊急時における避難・下校調査」に基づいて対応しますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

以上、お子様にもその旨をご指導いただきますようお願いします。